

農地の転用には



許可が必要です!

農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地以外にすることです。例えば住宅、駐車場、山林、畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、自分の土地であっても、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。また、転用許可は全ての農地が対象となり、登記地目が田・畑でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

申請の方法は？

申請には、農地法による二つの申請があります。

申請は、本庁の農業委員会事務局、大隅支所・財部支所の産業振興課農政商工・農業委員会係で、受け付けております。

4条申請……自分名義の農地を転用する場合

○自己所有農地に杉・クヌギなどを植林する ○自己所有農地に住宅・畜舎などを建築する など

5条申請……他人名義の農地を買って、又は借りて転用する場合

○住宅・畜舎などを建築するため農地を買う・借りる ○他人名義の農地を購入し、杉・クヌギなどを植林する
○資材置場、駐車場などとして利用するため農地を買う・借りる など

無断転用には厳しい罰則があります!

許可を受けずに行った行為は、農地法の違反になります。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事を中止、原状回復命令を命ずることができます。これに従わない場合は、懲役や罰金などが科せられます。罰則は3年以下の懲役、又は300万円以下の（法人は1億円以下）の罰金となります。

無断転用の土地を有している場合、
今後新たな農地取得（貸し借りも含む）や、
転用の申請を保留にする場合がありますので、
速やかに無断転用の是正を行ってください。

周囲に迷惑がかからないように 管理しましょう!

近年、耕作放棄地が増加傾向にあり、特に夏場には、荒れた農地周囲の農業者等から多くの相談・苦情が寄せられています。農地法第2条の2の規定では、「農地所有者等は、当該農地を農業上の適正かつ効率的な利用確保に努めなければならない。」とされています。